

加監公表第10号

令和4年9月27日

加古川市監査委員 藤田 隆司

加古川市監査委員 北本 敏

加古川市監査委員 藤原 繁樹

加古川市監査委員 井上 恭子

監 査 公 表

地方自治法第242条第1項の規定に基づき提出された加古川市職員措置請求（令和4年8月2日付け受理）について、同条第5項の規定により監査を実施した結果を次のとおり公表します。

1 請求人

(住所・氏名 省略)

2 請求の受理及び証拠の提出

加古川市職員措置請求（以下「本請求」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和4年8月2日付けで受理した。

なお、令和4年8月10日及び令和4年8月22日に請求人から本請求に係る証拠（追加の事実証明書）の提出があった。

3 請求の要旨

本請求の要旨は次のとおりである。

(1) 加古川市保健衛生協議会（以下「協議会」という。）とのごみ分別指導業務委託契約（令和4年度分）（以下「本件委託契約」という。）について

加古川市ごみ分別指導業務委託契約書（令和4年度分）（以下「本件委託契約書」という。）には、委託業務の内容として第2条第2号に「地域のごみ集積場の環境保持に関すること。」と記載されている。したがって、協議会は協議会の会員が利用しているごみ集積場だけではなく、協議会の会員以外のアパート住民や町内会非加入世帯等が利用しているごみ集積場も環境保持をすべきであるにもかかわらず、当該環境保持を一度も行っていないことから、契約違反であると思われる。

(2) 加古川市保健衛生協議会運営費補助金（令和3年度分、令和4年度分）について

加古川市保健衛生協議会運営費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の別表（第2条関係）において、補助金の目的として、「地域住民自らの手による公衆衛生事業を通じて、健康水準の向上を促進し、保健衛生の推進を図り、もって公害のない住みよい社会の建設に資することを目的としている加古川市保健衛生協議会の健全な育成発展を図り、加古川市の保健衛生の向上に寄与するため。」との記載があるが、ごみの分別や環境保持等ができていない場所が目につく。

また、協議会は、上記（1）のとおり、本件委託契約を遵守していない。

よって、契約違反を行っている団体に対して加古川市保健衛生協議会運営費補助金を交付する必要はないと思われる。

(3) 協議会の事務局に係る職員の人件費（令和3年度分、令和4年度分）について

加古川市保健衛生協議会規約（以下「規約」という。）第6条第1号において、会員は加古川市内の町内会と規定されており、住民が町内会に加入すると強制的に協議会の会員になる仕組みとなっている。個人が協議会に加入するかしないかを選択することができないことは、人権侵害であり、このような協議会に公共性があるとは思われない。

また、規約第6条第2号において、賛助会員は、会の趣旨、目的に賛同する法人及びその他各種団体と定められており、その団体として加古川市連合婦人会（以下「連合婦人会」という。）が賛助会員になることとされている。さらに、規約第9条第2項において、「理事は、原則として、加古川市町内会連合会評議員並びに加古川市連合婦人会地区婦人会長をもってあてる。」と定められており、同条第3項においては、「常任理事は、原則として、加古川市町内会連合会理事並びに加古川市連合婦人会長及び地区婦人会長をもってあてる。」と定められている。

役員の方が全てが充て職であり、民主的な運営が行われているとは思われないこと及びジェンダー平等の観点から、連合婦人会だけを特別扱いしていることから、問題であると考えられる。

このように、協議会は民主的な運営を行っていないことから、公共的団体とは思われず、協議会の事務局に係る市職員の人件費の支出は問題であると思われる。

よって、次の措置を求める。

- ・ 本件委託契約に係る委託料（令和4年度分）（以下「本件委託料」という。）の返還
- ・ 加古川市保健衛生協議会運営費補助金（令和3年度分、令和4年度分）の返還
- ・ 協議会の事務局に係る職員の人件費（令和3年度分、令和4年度分）の返還

4 監査の実施

(1) 監査の対象

本請求書、これに添付された事実証明書及び請求人の陳述により、次の項目について監査を実施した。

ア 本件委託料の支出について

市が協議会に本件委託料を支出したことは違法又は不当であるか。

イ 加古川市保健衛生協議会運営費補助金（令和4年度分）（以下「本件補助金」という。）の支出について

市が協議会に本件補助金を支出したことは違法又は不当であるか。

ウ 協議会の事務局に係る職員の人件費について

市職員が協議会の事務局業務に従事したこと及び同業務に従事した市職員に市が給与等（令和3年度分、令和4年度分）を支出したことは違法又は不当であるか。

なお、法第242条第2項に定める住民監査請求の要件として、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをするできない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。請求人が求める措置のうち、「加古川市保健衛生協議会運営費補助金（令和3年度分）の返還」については、本請求書が提出された令和4年8月2日において、「当該行為のあった日」、すなわち、加古川市保健衛生協議会運営費補助金（令和3年度分）の支出日（令和3年6月23日）から1年を経過している。また、本請求書及び事実証明書から同項ただし書の規定による「正当な理由」があると認められる根拠はないと解せられることから、同項に規定する住民監査請求の要件を満たさないため、監査の対象としない。

(2) 監査の対象部

環境部

(3) 請求人の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和4年8月22日に請求人から陳述を受けた。

(4) 監査の対象部に対する調査

環境部職員（以下「関係職員」という。）に対して、令和4年8月22日に事情聴取を行うとともに、関係書類等の調査を行った。

関係職員から聴取した内容等は次のとおりである。

協議会は、市内の町内会（令和4年5月1日現在316町内会等）を会員とし、賛助会員として連合婦人会が加入している。住民自らの手による公衆衛生事業を通じて健康水準の向上を促進し、保健衛生の推進を図ることを目的に活動する団体である。加古川市環境衛生推進協議会として昭和28年4月1日に設立され、昭和47年に現行の名称に改称、現在に至っている。

ア 本件委託契約について

本件委託契約は、ごみの減量及び資源化の促進を図るとともに、清潔な生活環境を確保し美しい町づくりを推進することを目的とし、協議会が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に該当する場合として随意契約している。ごみ集積場の環境保持及び分別指導等は市が行うべき業務であるが、市内にある3,700か所を超えるごみ集積場の環境保持及び分別指導等を実施するためには、市が行う業務を補完する意味で、町内会を会員として構成し、保健衛生の推進を図ることを目的に設立された協議会と随意契約を行い、業務委託することは業務執行の合理性や効率性の観点からも妥当であると考えられる。

本件委託料については、本件委託契約書第4条の規定に基づき、協議会を構成する町内会の令和4年5月1日の見込み世帯数97,100世帯に160円を乗じた15,536,000円で契約を行い、令和4年6月1日付けで令和4年5月1日の実績である96,402世帯に160円を乗じた15,424,320円に更正している。そして、令和4年6月3日付けで協議会から提出された請求書により、令和4年6月6日付けで支出命令を行い、令和4年6月16日に協議会

の会長の口座へ振込みをしている。その後、令和4年5月1日現在の世帯数の修正（12世帯減少、修正後96,390世帯）に伴い、令和4年7月12日付けで精算戻入を行い、1,920円の返還を求めた。

なお、本件委託料の算定基礎となる町内会世帯数については、協議会の事務局である環境保全課が加古川市町内会連合会事務局である市民活動推進課からの情報提供により正確な数を把握し、本件委託契約の所管課である環境第1課に報告している。その後、環境第1課においても同様に町内会世帯数の確認を行い、本件委託料を確定している。

本件委託契約書第2条に、委託業務の内容は、（1）ごみ分別収集計画の周知徹底に関すること、（2）地域のごみ集積場の環境保持に関すること、（3）その他、発注者と受注者とが協議して必要と認めることと定められている。（1）については、ごみ集積場での立ち当番やごみの出し方指導等であり、（2）については、ごみ集積場の見回りや資源ごみ回収前後のカゴの出し入れ等を想定しているが、それぞれ地域やごみ集積場により状況が異なることから一律に定めていない。

請求人が主張する「協議会の会員以外のアパート住民や町内会非加入世帯等が利用しているごみ集積場も環境保持をすべきであるにもかかわらず、当該環境保持を一度も行っていない」ということについては、本件委託契約の対象となるごみ集積場は、協議会の構成員である町内会が管理しているごみ集積場であることを前提としている。協議会の会員以外のアパート住民や町内会非加入世帯等が利用しているごみ集積場は、本件委託契約の対象外であるため、協議会は本件委託契約に基づく環境保持を行う必要はないと考えている。

また、「ごみ分別指導業務実績報告書」が従前から事業年度終了後に協議会の会長から市長宛てに提出されている。さらに、ごみ収集時において、収集業務に支障が生じるような事象は長年にわたり発生していない。

よって、本件委託契約に係る履行は協議会によって適正になされており、問題はない。

イ 本件補助金の支出について

本件補助金については、協議会は会員である町内会の会費により運営するべく自主財源の確保に取り組んでいるが、広く市民の福祉の向上と利益の増進に寄与し、市が関与する妥当性があることから、要綱を制定し、団体運営費補助として、その運営費の一部を市が補助しているものである。なお、本件補助金の対象経費は要綱別表（第2条関係）により、協議会運営に係る経費のうち、旅費、事務用品費等の需用費、総会、役員会等の開催に要する役務費、使用料及び賃借料を対象経費としており、地区研修を含め、協議会運営全般を補助対象としている。また、本件補助金の額については1, 200, 000円を上限としている。

本件補助金の交付にあたっては、要綱第3条に規定する交付申請時（令和4年6月1日）において、事業計画書及び収入支出予算書の提出を求め、市で審査を行い、同日付けで交付決定を行っている。

また、協議会が計画している事業については、総会をはじめとする各種会議及び研修へ市職員が参加するとともに、協議会の会長と連絡調整を必要に応じて行うなど、適時適切に確認を行っている。事業年度終了後には、要綱第5条に規定する実績報告を求め、協議会における監査を経て、収支決定書の確認を行い、事業計画に基づき事業が行われたかを審査し、事業が適切に実施されていること及び適正に支出がなされていることを確認している。

ウ 協議会の事務局に係る職員の人件費について

市職員が業務を行っていることについては、協議会活動が環境行政の推進を担っていること、加古川市事務分掌規則（昭和44年規則第24号。以下「事務分掌規則」という。）において「加古川市保健衛生協議会に関すること。」と規定していること、また、規約第2条において「会の事務局は、加古川市環境部環境保全課におく。」と規定していることから、業務委託及び運営費補助において人件費等を含む事務費の計上を行わず、事務局を市が担い、人的支援しているものである。市庁舎に事務局を配置していることについては、連絡調整業務を市職員が行うにあたって、職務として取り組む必要があることによるものである。なお、市職員が当該事務を職務命令に基づき行っていることについては、協議会業

務の全部が公益性、公共性の高いものであり、当該業務の全部又は一部が市の事務又は事業と密接な関連を有すること、市が環境行政の推進を図る上で人的支援を行うことが必要であること、協議会の業務に営利性が認められないことから、「市がなすべき責を有する職務」として協議会が設立された昭和47年度から継続して職務命令により業務に従事しているところである。なお、事務の範囲としては、各種会議の開催補助、予算・決算・契約・出納事務補助など、協議会運営の事務補助全般となっており、その意思決定は全て協議会の会長により執り行われている。

協議会は、長年にわたり、市政運営、環境行政に密接に関連し、市が行うべき環境衛生施策、ごみ減量及び資源化施策の一翼を担い、地域に密着した環境行政の担い手として、地域環境の整備、保健衛生の推進を図っていくうえで、必要不可欠なパートナーである。なお、昭和24年2月7日付け行政実例において、「公共的団体とは、農業協同組合、森林組合等の産業経済団体、老人ホーム、育児院等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体など公共的な活動を営むものは全て含まれ、公法人でも私法人でもよく、また、法人でなくてもよい。」と規定されていることから、協議会は公共的団体とすることができる。

また、協議会は、市が行うべきごみの収集業務を補完する一体的な業務としてのごみ集積場の環境保持や分別指導を長年にわたって担ってきた団体である。さらに、協議会各支部においては、ごみ集積場の環境保持の確認やごみの分別指導及び減量、資源化推進の啓発、ポスターやのぼり旗を活用した地域の衛生面の向上啓発の定期的な実施により、地域の環境保全に尽力している。よって、市が協議会の運営に関与する必要性については、その公益性、公共性を鑑みれば、妥当であると考えられる。

5 監査を実施した監査委員

加古川市監査委員	藤田隆司
加古川市監査委員	北本敏
加古川市監査委員	藤原繁樹
加古川市監査委員	井上恭子

6 監査の結果

(結 論)

本請求を棄却する。

(事実の確認及び判断)

次のとおり事実を確認のうえ判断した。

(1) 本件委託料の支出について

請求人は、本件委託契約に基づく業務が履行されていないため、本件委託契約に係る契約金、すなわち本件委託料の返還を求めていることから、本件委託契約の履行について、以下のとおり検討する。

本件委託契約の業務内容は、本件委託契約書第2条において次のように定められている。(1)「ごみ分別収集計画の周知徹底に関すること。」(2)「地域のごみ集積場の環境保持に関すること。」(3)「その他、発注者と受注者とが協議して必要と認めること。」

請求人は、本件委託契約の業務内容が「地域のごみ集積場の環境保持に関すること。」と定められていることから、協議会は協議会の会員が利用しているごみ集積場だけではなく、協議会の会員以外のアパート住民や町内会非加入世帯等が利用しているごみ集積場も環境保持をすべきであるにもかかわらず、当該環境保持を一度も行っていないため、契約違反であると主張している。

関係職員への調査の結果、本件委託契約書第2条第2号に規定する「地域のごみ集積場」の定義については、協議会の構成員である町内会が管理しているごみ集積場であることを確認した。したがって、町内会が管理していないごみ集積場は本件委託契約の対象外であることを確認した。

また、「ごみ分別指導業務実績報告書」が従前から事業年度終了後に協議会の会長から市長宛てに提出されている。同報告書は、各町内会から提出された報告書(以下「町内会報告書」という。)を基に協議会が作成したもので、業務を実施した項目についても明記されていることを確認した。さらに、町内会報告書についても、環境第1課が必要に応じて協議会へ確認していることを併せて確認した。加え

て、従前から、ごみ収集時において、収集業務に支障が生じるような事象は発生していないことから、本件委託契約の業務は適正に履行されていることを確認した。

以上のことから、本件委託料の支出は違法又は不当とはいえず、請求人の主張には理由がないと判断する。

(2) 本件補助金の支出について

請求人は、協議会が本件委託契約を遵守していないため、市が協議会に交付した本件補助金の返還を求めていることから、本件補助金の支出が違法又は不当であると主張していると解し、以下、次の項目について検討する。

ア 本件補助金の支出に係る事務手続について

加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）によれば、補助金等の交付は、原則として、①補助金等を受ける者の交付の申請（第5条）、②市長の審査及び交付決定（第6条）、③市長の決定の通知（第7条）、④補助事業の遂行（第11条）、⑤補助事業の実績報告（第14条）、⑥市長による審査及び補助金等の額の確定（第15条）、⑦補助金等の交付（第17条）の手順で行われるところ、市長が補助事業の遂行上必要があると認めるときは概算払ができる（第17条第1項ただし書）ものとされている。

また、要綱において、①補助金の交付の申請には、補助金交付申請書に事業計画書、収入支出予算書及びその他市長が必要と認める書類を添えて提出すること（第3条）、②協議会の代表者は、当該年度終了後、速やかに補助金実績報告書に事業実績調書、収入支出決算書、その他市長が必要と認める書類を添えて提出すること（第5条）、③実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により交付すべき補助金の額を確定すること（第6条）、④補助金の額を確定した後に補助金を交付することとするが、市長が協議会の運営上必要があると認めるときは、補助金の額の確定前であっても補助金の全部又は一部を交付できること（第7条第1項）、⑤補助金の交付は、補助金請求書の提出により行うこと（同条第2項）などが定められている。

関係職員への調査の結果、本件補助金について次のとおり事実を確認した。

(ア) 令和4年6月1日付けで協議会から補助金交付申請書、令和4年度事業計画、令和4年度保健衛生協議会収支予算（以下これらを「補助金交付申請書等」という。）が提出された。

(イ) 市は提出された補助金交付申請書等を審査した後、令和4年6月1日付けで1,200,000円の補助金の交付決定を行い、協議会に補助金交付決定書を交付した。

(ウ) 令和4年6月8日付けで協議会から補助金請求書が提出された。

(エ) 市は概算払を決定し、令和4年6月21日に1,200,000円を協議会の口座に振込みした。

(オ) 令和4年度終了後に実績報告を求め、補助対象経費に係る領収証等の証拠書類を確認後、補助金の額を確定する予定である。

よって、本件補助金の支出に係る事務手続は、規則及び要綱に基づき適正に行われていると判断する。

イ 本件補助金の目的及び対象となる経費について

要綱別表（第2条関係）によると、補助金の目的は「地域住民自らの手による公衆衛生事業を通じて、健康水準の向上を促進し、保健衛生の推進を図り、もって公害のない住みよい社会の建設に資することを目的としている加古川市保健衛生協議会の健全な育成発展を図り、加古川市の保健衛生の向上に寄与するため。」と定められている。協議会は、市政運営、とりわけ環境行政に密接に関連し、市が行うべき環境衛生施策、ごみ減量及び資源化施策の一翼を担い、地域に密着した環境行政の担い手として、長年にわたり市と一体となって、地域環境の整備、保健衛生の推進を図っている市にとって必要不可欠なパートナーで、公益性、公共性が高く、要綱別表（第2条関係）に規定する目的に沿った団体である。

また、補助金の対象となる経費については、協議会の運営に係る経費のうち、「旅費」「事務用品費等の需用費」「総会、役員会等の開催に要する役務費」「使用料及び賃借料」と定められているが、本件補助金の補助金交付申請書に添

付された令和4年度保健衛生協議会収支予算をみると、支出合計額は5,974,000円となっており、そのうち補助金の対象外となる交際費の40,000円を控除しても、なお本件補助金額の1,200,000円を超える5,934,000円の支出を予定していることが確認できる。

よって、本件補助金は要綱別表（第2条関係）に規定する目的・対象経費に適合した補助金と判断する。

以上のことから、本件補助金の支出に係る事務手続は規則及び要綱に基づき適正に行われており、本件補助金の目的及び対象となる経費も要綱に適合している。なお、本件委託契約に係る履行は、6（1）で述べたとおり協議会によって適正になされているが、本件委託契約に係る履行が適正になされているか否かは、本件補助金の交付決定に影響を与えるものではない。

よって、本件補助金の支出は違法又は不当とはいえず、請求人の主張には理由がないと判断する。

（3）協議会の事務局に係る職員の人件費について

請求人は、規約において、役員が全てが充て職であり、民主的な運営が行われておらず、協議会が公共的団体ではないと思われること及びジェンダー平等の観点から、市職員が協議会の事務を行っていることは問題であるため、職員の人件費の返還を主張している。

市職員には地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定により、職務に専念する義務が課せられている。よって、基本的には市以外の団体の事務に従事する際には任命権者の承認が必要である。また、市職員を市以外の団体の事務に従事させる方法としては、退職又は休職して派遣する場合以外では「職務に専念する義務の免除」（加古川市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年条例第44号））による方法と「職務命令」による方法があるとされている。

なお、東京高裁平成19年3月28日判決によれば、「当該団体の事務がその性質や内容等に照らし地方公共団体の事務と同一視し得るような特段の事情が認めら

れ、かつ、職員に対する地方公共団体の指揮監督が及んでいると認められるような場合であれば、職員を地方公共団体以外の団体に派遣しその事務に従事させることは違法とならないものというべきである。」とされている。

さらに、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）によれば、一般職員を派遣することができる団体は同法第2条に「…次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの（以下この項及び第3項において「公益的法人等」という。）との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員（条例で定める職員を除く。）を派遣することができる。」とされている。また、同法第6条第2項では「派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であってその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、条例で定めるところにより、給与を支給することができる。」と定めている。

加えて、平成28年12月1日付けで市危機管理室長から各所属長宛てに出された文書「市が事務局機能を担っている団体等に係る適切な事務執行について（依頼）」では、市が関わる各種団体等の適正な運営や業務執行の確保を図るため、団体の職務に従事する際の指針が示されている。これによると、市が当該団体等へ関与（職務として従事）するための基本的な考え方として、以下の4つの条件を挙げている。

ア 関与しようとする団体が「公共的団体」であるか。（農業協同組合、森林組合、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会、青年団、婦人会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むものは全て含まれ、公法人でも私法人でもよく、また法人でなくてもよいとされている（行政実例 昭和24年1月13日、昭和

34年12月16日)

イ 関与しようとする団体の「職務」が、市の職務遂行に関し密接な関連があるか。

ウ 関与しようとする団体の「職務」が「市がなすべき責を有する職務」として位置付けられ、市の本来業務と密接不可分として判断されるか。

エ 事務分掌規則等や所属の事務分担表等で明文化されているか。(明文化する予定も含む。)

このような視点で、市職員が協議会の事務局業務に従事し、市が給与等の人件費を支出したことが違法又は不当であるかを検討した。

関係職員からの聴取によれば、市職員は「職務命令」により協議会の事務局業務に従事している。従事する職務内容は①各種会議の開催補助、②予算に関する事務補助、③決算に関する事務補助、④契約に関する事務補助、⑤出納に関する事務補助など、協議会運営の事務補助全般である。

一般に、市と密接な関係にある団体であっても、あくまで別団体であることから、当該団体の全ての事務を市の事務と同一視することはできず、団体固有の事務があると考えられる。したがって、団体の事務のうち市職員が従事する事務の範囲については、一律に判断するのではなく、従事する団体の性質、行政との関係、従事する事務の内容等について、個別具体的に検討する必要がある。その意味で、市職員が従事できる事務の範囲は、市長の政策的判断等による部分があると考えられる。もちろん、このような裁量権には一定の限界が存在することに留意しなければならない。

そこで、改めて本請求の場合を検討すると、協議会は、規約第4条及び第6条によれば、町内会や賛助会員で組織され、住民自らの手による公衆衛生事業を通じ、健康水準の向上を促進し、保健衛生の推進を図りもって公害のない住みよい市の建設に資することを目的として、昭和28年4月に加古川市環境衛生推進協議会として設立された任意団体であり、極めて公共性の高い団体であると考えられる。

さらに、協議会は、平成30年3月策定の加古川市一般廃棄物処理基本計画(以下「基本計画」という。)においても、市等と連携して取り組む組織体制を構成す

る団体として位置付けられ、ごみ分別指導、ごみ集積場の環境保持など環境、保健衛生に関する全般にわたり地域で活動する保健衛生推進委員を配置し、ごみの減量・資源化及び環境美化の推進に協力しているほか、地区衛生指導者の指導や研修の実施、保健衛生思想の普及と向上など地域の環境保全に尽力している。

このように、協議会は、基本計画推進に必要な組織体制の一角を担っており、市と協働して美しいまちづくりを進める上で必要かつ不可欠なパートナーである。また、協議会の会員である町内会には市内全世帯の9割近くが加入していることや、設置目的、業務内容からみても、住みよいまちづくりを目指した事業を市と一体となって推進する共同事業体的性格を持った公共的団体と考える。

このような状況を総合的に勘案すると、協議会の事務局業務を市の事務として市職員が行うことは、政策的判断として不合理とはいえない。

なお、一般的には、協議会は市とは別団体であることから、協議会固有の事務が存在すると考えられる。したがって、これら協議会固有の事務に市職員が従事する際は、前述のように、派遣や職務に専念する義務の免除等について任命権者による承認を得ておく必要がある。協議会固有の事務としては、名簿作成や総会等開催が考えられるが、協議会の活動等に係る連絡調整などの市の事務と切り離して取り扱うことは困難である。そのため、一部に協議会固有の事務を包含していたとしても、それは職務命令に併せ、職務に専念する義務が包括的かつ黙示的に免除され、全体としては市の事務と解することができる。

また、協議会の事務局業務については、事務分掌規則第9条において、環境保全課の事務分掌として「加古川市保健衛生協議会に関すること。」と規定されている。さらに、環境保全課環境衛生係の事務分担表において、「保健衛生協議会との連絡及び調整に関すること」及び「保健衛生協議会に係る事務資料作成に関すること」と明文化されていることから、市職員は職務として従事しているといえる。

以上のことから、協議会の事務局業務は、市の事務と同一視できる程度に高い公益性、公共性があり、当該業務の全部又は一部が市の事務又は事業と密接不可分なものであるため、「市がなすべき責を有する職務」として、職務命令により協議会の事務局業務に市職員を従事させることは、違法又は不当とはいえない。よって、

請求人の主張には理由がないと判断する。